○内閣官房令第六号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和三年七月一日

内閣総理大臣　菅　義偉

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（表一の項関係） **第一条**　［略］ ［２・３　略］ ４　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一～八　略］ 九‖　国際博覧会推進本部に関する事務を掌理するもの ［５～７　略］	（表一の項関係） **第一条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ［一～八　同上］ ［号を加える。］ ［５～７　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

○内閣官房令第七号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和三年七月一日

内閣総理大臣　菅　義偉

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表（第一条関係）

改正後			改正前		
所在地		官署	所在地		官署
岩手県	［略］	［略］	岩手県	［同上］	［同上］
	宮古市小山田一の一の一	函館税関釜石税関支署宮古出張所		宮古市小山田一の一の一	函館税関宮古税関支署
	［略］	［略］		［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
新潟県	［略］	［略］	新潟県	［同上］	［同上］
	上越市稲田一の一の七	北陸農政局関川用水土地改良建設事業所		上越市稲田一の一の七	北陸農政局関川用水農業水利事業所
	［略］	［略］		［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則別表新潟県の項中北陸農政局関川用水土地改良建設事業所に係る部分は、令和三年四月一日から適用する。